31—02　ＰＴ

利害関係人の具体例

無効審判の請求人適格については、「何人も」と改正された平成 15 年法改正後の特許無効審判等を除き、明文の規定の有無に関わらず「利害関係を有すること」が求められていたことから、利害関係については、その当時の裁判例が蓄積されている（後述の裁判例参照）。そして、これらの裁判例を審判請求人本人が利害関係を有するか否かという観点で類型化すると、以下の(1)～(7)のように整理することができる。

これらの裁判例は、各事件について個別具体的に争われたものではあるが、平成 26 年法改正においては、利害関係を有するか否かの判断基準や運用を変更するものではないから、これらの裁判例における利害関係についての判示内容は、平成 26 年法改正後の利害関係の考え方に用いることができる。

すなわち、審判請求人が、これら(1)～(7)の類型のいずれかに該当するときは、通常は利害関係を有すると考えることができる。

また、これらは例示であって、利害関係を有する者をこれらに限定するものではない。利害関係を有する者であるかは個別事件ごとに判断されるべきものである。

(1) 当該特許発明と同一である発明を実施している／していた者

当該登録商標と同一又は類似である商標を同一又は類似の商品等に使用している／していた者

（裁判例①～③を参照）

(2) 当該特許発明を将来実施する可能性を有する者

当該登録商標と同一又は類似の商標を将来使用する可能性を有する者

ア 当該特許発明に類似する発明を実施している者

イ 当該特許発明の実施を準備している者（必要な機械や材料を購入したり、設備の建設や設計に着手しているなど）

当該登録商標と同一又は類似の商標の使用を準備している者

ウ 当該特許発明を実施できる設備を有する者

（裁判例④、⑤を参照）

(3) 当該特許権に係る製品・方法と同種の製品・方法の製造・販売・使用等の事業を行っている者

（裁判例⑥～⑨を参照）

(4) 当該登録商標により商品の出所の混同による不利益を被る可能性を有する者

（裁判例⑩を参照）

(5) 当該特許権の専用実施権者、通常実施権者等

当該商標権の専用使用権者、通常使用権者等

（裁判例⑪を参照）

(6) 当該特許権について訴訟関係にある／あった者又は警告を受けた者

当該商標権について訴訟関係にある／あった者又は警告を受けた者（

裁判例⑫～⑯を参照）

(7) 当該特許発明に関し、特許を受ける権利を有する者

（裁判例⑰～⑲を参照）

なお、上記類型(1)～(7)に該当するような場合であっても、当該特許権等について紛争の和解が成立した者については、和解の内容により、利害関係を有するとは認められない場合がある（裁判例㉒、㉓）。

また、審判請求書の書面に表れる形式上の審判請求人と実際の利害関係を有する者とが異なる場合について、以下の裁判例がある。

まず、利害関係を有する者から依頼を受けた場合であっても弁理士や弁護士が（代理人ではなく）審判請求人本人となることは、弁理士や弁護士個人には無効審判を請求する法律上の利益がないとして認められていない（裁判例㉔、㉕）。同様に、利害関係を有する法人の代表者や被使用者についても、個人としては利害関係を有するものではないとして、審判請求人となることは認められていない（裁判例㉖）。

他方、当該特許権等に利害を有する組合の構成員／団体の構成員のために、当該組合／団体が審判請求人となることが認められた例がある（裁判例⑳、㉑）。

また、上記類型の他、利害関係について想定される事例として、（ａ）～（ｅ）については、これらの裁判例の考え方を踏まえ、以下のように扱うこととする。

（ａ）当該特許発明の利用発明に係る特許権者又はその特許権の専用実施権者若しくは通常実施権者については、当該特許発明の利用発明の実施に当たり、当該特許について無効審判を請求する法律上の利益が認められるから、利害関係を有するとして扱う。当該特許権と抵触する意匠権を有する者又はその意匠権の専用実施権者若しくは通常実施権者についても、同様とする。

（ｂ）大学や大学の研究者については、自ら事業等を実施しない場合であっても、当該大学や大学の研究者が企業等と共同で研究・開発を行い、かつ当該企業等に当該特許について無効審判を請求する法律上の利益が認められるとき（典型的には当該企業等が上記類型の(1)～(4)等に該当するとき）は、利害関係を有するとして扱う。

（ｃ）当該特許権に係る特許異議申立人については、特許を維持すべき旨の決定がなされたということのみでは無効審判の請求人適格は認めず、別途、請求人適格の有無（典型的には上記類型(1)～(7)に該当するか否か）を判断する。

（ｄ）親子関係にある会社については、相互に利害関係を有するとして扱う。

（ｅ）当該特許権に係る製品と同種の製品を用いて、該製品等の集合である完成品の製造をおこなう者、該完成品を販売する者については、利害関係を有するとして扱う。

利害関係に関する裁判例

［利害関係ありとされた裁判例］

内容	対象	類型
①　東高判昭 38.7.18（昭 37（行ナ）188 号） 登録商標と同一または類似の標章を指定商品と同一または類似の商品について使用している者は利害関係人にあたる。	商標	(1)
②　東高判昭 28.12.22（昭 27（行ナ）4 号） 曼珠沙華の球根の処理により澱粉等を採取することを目的とする本件特許に対し、曼珠沙華の球根の処置による澱粉の採取、石鹸等の製造の事業を営んでいる者は、本件特許により不利益を蒙る虞のある場合を含むから、利害関係を有する。	特許	(1)
③　知財高判平 19.1.23（平 18（行ケ）10307 号） 被告は、本件商標が引用商標と類似し、指定商品も同一又は類似する等の理由により本件審判請求をしたこと、被告は現在引用商標の商標権者ではないものの、その商標権の移転先が被告の全額出資に係る子会社であること、被告が引用商標と同一の構成に係る商標を使用する者であることを併せ考えれば、被告は本件商標の登録無効について利害関係を有するといえる。	商標	(1)
④　東高判昭 42.11.18（昭 40（行ケ）73 号） 利害関係人とは、必ずしも、当該特許発明にかかる物を製造販売する者またはその実施の設備を有する者などに限られず、ひろく、将来これを製造販売しもしくは実施の設備をしようとする者、当該特許発明と何らかの関連ある事業を営む者等、その特許発明が特許され保護を受けることによって不利益を被るおそれのある者が含まれる。	特許	(2)
⑤　知財高判平 22.11.8（平 22（行ケ）10040 号） 本件商標と文字部分が共通する標章もしくは商標を用いて事業を行っていた者で、当該事業を現在は行っていないものの、事業再開	商標	(2)

のために第三者と連絡を取っているなど当該事業の再開を計画している者は、本件各商標はその妨げとなるものとして、本件各商標の無効審判を請求するについて利害関係がある。		
⑥　東高判昭 43.9.14（昭 37（行ナ）97 号） 一眼レフレックスカメラに係る特許に対し、一眼レフレックスカメラの製造・販売を業とし、現実に当該カメラを製造している者は本件特許を無効とする審判を請求するにつき利害関係を有する。	特許	(3)
⑦　東高判昭 60.9.25（昭 58（行ケ）181 号） 色鉛筆に係る登録実用新案に対し、鉛筆製造業を営む者は、登録が無効とされることにより、原告から、差止請求、損害賠償請求を受けることなく、本件登録実用新案と同一の色鉛筆を製造することができる立場にあるから、無効審判請求の利益を有する。	実用新案	(3)
⑧　東高判昭 63.3.30（昭 60（行ケ）191 号） 本件特許発明と請求人の研究開発、製造販売するものとは技術分野を同じくし、競業関係にあって、本件発明の特許の有効無効は請求人の業務の遂行に直接影響を及ぼす関係にあるから、無効審判請求の法律上の利益がある。	特許	(3)
⑨　東高判平 9.9.25（平 7（行ケ）228 号） 飲料水等の水質改良材に係る特許において、家庭用・業務用浄水器の製造及び販売を目的とする会社（Ａ社）には無効審判請求の利益がある。	特許	(3)
⑩　東高判平 10.9.17（平 10（行ケ）77 号） 本件商標と引用商標が酷似するため、被告（引用商標の商標権者）は、本件商標の存在によって、被告の業務に係る商品との混同による不利益を被る可能性があるから、本件商標の登録の無効審判を請求する法律上の利益がある。	商標	(4)
⑪　東高判昭 38.1.31（昭 31（行ナ）48 号） 無効とせられるべき特許権の存在により直接不利益を被っている者が利害関係人に該当することは疑いない。	特許	(5)

実施権者としての立場は、特許権による独占がない場合と比較して甚だしく不利益であるから、審判事件係属中に原被告間で実施許諾の約定が成立しても本件特許発明の対象である合成樹脂積層板の製造販売を業とする被告は利害関係を有する。		
⑫　東高判昭 36.4.27（昭 35（行ナ）106 号） ある商標の登録の存在することによって直接不利益を被る関係にある者は、その商標の登録の無効審判を請求する利害関係を有する。 原告は、被告から被告の有する商標との類似を理由として、自己の有する商標登録の無効審判を請求されているから、その存在によって直接重大な不利益を被るものであることは疑いない。	商標	(6)
⑬　東高判昭 41.12.13（昭 33（行ナ）30 号） i)原告との間で、侵害訴訟等が係属中である者、ii)手編機の製造を業とし、原告から本件特許の実施許諾を受けていない者であって、その製造する手編機の販売が本件特許権の存在により妨げられている者は、無効審判を請求し、また同審判に参加する利害関係を有する。	特許	(6)
⑭　東高判昭 62.6.18（昭 57（行ケ）269 号） 原告は被告らの本件製品の製造等の差止めを求める仮処分を申請し、これに対して被告らは本件特許権に無効とすべき瑕疵があると主張している以上、被告らは利害関係を有する。なお、原告と被告とが従前協力関係にあつたとしても、被告に対してした原告の仮処分申請を契機として両者の協力関係が既に解消したという事情のもとでは、被告が防禦方法の一つとして本件無効審判請求に及んだこと自体は信義則に反するものとは認め難い。	特許	(6)
⑮　東高判平 9.9.25（平 7（行ケ）228 号） 原告から警告を受け、浄水用濾材の製造及び販売等を業とし、各種浄水材を製造・販売する会社（Ｂ社）には無効審判請求の利益がある。	特許	(6)

⑯　知財高判平 25.5.30（平 25（行ケ）10028 号） 原告が被告に対し本件商標権の侵害訴訟を提起していることは当裁判所に顕著である。被告に本件無効審判請求の利益があるとした審決の判断に誤りはない。	商標	(6)
⑰　東高判昭 37.12.25（昭 36（行ナ）32 号） 審決の時点で未だ本件実用新案権の共有権者でない請求人は無効審判をするについての利害関係を失ったものとはいえない（本件実用新案権の一部譲渡の契約をなしたのは審決の日より前であるが、譲渡についての登録申請及びその登録があったのは審決の日より後）。	実用新案	(7)
⑱　東高判平 16.10.18（平 15（行ケ）156 号） 原告が「被告は、本件明細書に記載されているラッセル経編機の改造を請け負うなど、本件発明に関連する装置の改造で原告に協力しておきながら、本件特許が成立すると、第三者にも当該装置及び関連装置を販売する意図で、本件特許につき無効審判を請求した」として、「信義則に反することが明らかであり、被告には本件特許を無効にすることについて法律的な利害関係が存在しない」旨主張した事案。 被告の事業活動に関連して、本件特許の特許権者である原告から特許権侵害の権利主張を受けたり、本件特許の存在により編み機の生産、販売に関する事業活動上何らかの制約を受ける可能性がある以上、被告が本件特許の無効審判を請求するについて法律上正当な利益を有することは明らかである。信義則違反の有無は、無効審判請求についての被告の法律上の利益に消長を来すものではない。	特許	(7)
⑲　東高判平 17.1.31（平 16（行ケ）219 号） 被告Ｒ社が被告Ｃ社に提供する時計には被告Ｒ社の商標とともに被告Ｃ社の商標（本件商標と同一又は酷似の商標）が付されており、該時計が現に市場に流通している、などの諸事情に照らすと、被告Ｃ社が被告Ｒ社と共同して本件商標の登録無効審判を請求する	商標	(7)

ことについて、何らの利害関係も有しないということはできない。		
⑳　東高判昭 42.12.19（昭 39（行ケ）20 号） 中小企業等協同組合法に基づく協同組合は、その定款に工業所有権に関する規定がなくても、組合の目的を達成するために組合員に対して無効審判の請求をすることができる。	特許	
㉑　知財高判平 22.3.29（平 21（行ケ）10226 号） 被告は、国内コーヒー関連業界の健全な発展を図るとともに、国民食生活の向上発展に寄与することを目的としているから、会員が本件商標を使用することができるかどうかは、上記目的の実現に関連した事項であるといえる。したがって、被告は、「その他本会の目的を達成するために必要な事業」として、本件無効審判請求を行うことができるというべきであるから、本件商標登録無効審判請求をするにつき利害関係を有する。	商標	

［利害関係なしとされた裁判例］

内容	対象
㉒　東高判昭 54.11.28（昭 52（行ケ）127 号） 原告ら（審判被請求人）と被告（審判請求人）との間においては、本件特許無効審判手続の係属中、本件審決時前において、すでに和解が成立し、被告は審判請求を取下げる旨の合意が成立していたと認められるから、上記合意の時点において被告が本件審判を請求する法的利益は消滅したものというべきである。	特許
㉓　東高判昭 59.12.20（昭 59（行ケ）228 号） 本件審判事件の審理中に原告と被告の間で本件審判請求を取下げる旨の合意が成立したことにより、審判請求人たる被告は本件審判請求の利益を喪失したものというべきである。	商標
㉔　東高判昭 45.2.25（昭 44（行ケ）81 号） 特許無効の審判を請求しうる者は当該審判請求について法律上正当な利益を有することを必要とする。	特許

㉕　東高判平 11.11.4（平 11（行ケ）105 号） 商標登録無効審判においては民事訴訟に類似した手続を規定しており、これらの規定の仕方からは、商標法は、商標登録無効の審判について民事訴訟に準じた手続構造を採用していることが明らかであるから、「利益なければ訴権なし」という民事訴訟法の原則が本来的に当てはまるものとみるのが自然である。そして、商標登録無効審判の請求人適格を請求につき法律上の利害関係を持たない者にまで認めることを正当化するためには、上記行政不服審査法や民事訴訟法の原則を排除しなければならないような特別の理由が必要であるが、このような特別の理由を見出すことはできない。原告が、商標登録無効の審判の請求人として法律上の利益を有することを認めるに足りる証拠はない。	商標
㉖　東高判昭 41.9.27（昭 40（行ケ）65 号） 被告が、個人として特許発明の侵害となりうる装置について製造販売を行った事実がなく、個人営業の請求人が無効審判請求後に、事業を法人（会社）組織に改め、その代表者となった場合に、会社とその代表者個人とは法律上人格を異にするものであるから、特段の事情がない限り、代表者個人としては利害関係がない。	特許

（改訂 H27.2）